

自治基本条例推進委員会の概要について

◇自治基本条例とは？

自治（まちづくり）を進めるにあたり、市民・議会・行政が共有すべき考え方（原則）、市民・議会・行政等の役割、市民参画や協働の推進（詳細は関連条例や関連指針等）、行政運営の原則を定めた自治体の最高規範（まちの憲法）

◇奥州市自治基本条例のポイント（特徴）

市民、議会、行政が共有すべき「基本原則」を明記

- ・ 市民が市政に参画する権利を明記
- ・ 市民参画条例の制定を明記
- ・ 協働の推進、地域コミュニティ活動推進、市民公益活動推進等を明記
- ・ 常設型住民投票制度を創設
- ・ 履行状況（＝進捗状況）の検証を明記

◇奥州市自治基本条例の意義

これからの自治体運営及びまちづくりに不可欠な「参画」「協働」の仕組みの青写真を市民に提示

→自治基本条例を読めば、奥州市の参画・協働推進の方向性が分かる。

※参画・協働推進のための具体的な「制度」「仕組み」は、関連条例・指針等で規定（自治基本条例→関連条例等の流れが良く分かる）

◇奥州市市民参画条例の概要

1 市民参画の対象となる市の施策等（「対象事項」）を明記

- ・ 総合計画その他の基本計画
- ・ 市政に関する基本方針を定める条例
- ・ 市民の権利を制限し、義務を課す条例
- ・ 大規模公共施設の建設計画
- ・ 市民生活に影響を与える制度の導入等

2 市民参画の方法を明記

- ・ 意見公募手続き（パブリックコメント）の実施
- ・ 附属機関等の設置
- ・ 市民説明会の開催
- ・ 意向調査の実施
- ・ その他市が適当と認める方法

- 3 「対象事項」と「方法」を結びつける場合の「ルール」（マッチング・ルール）を明記
 - ・ 適当と認める 1 以上の方法を実施
 - ・ より多くの市民の意見を求める場合は、複数の市民参画手続を併用
- 4 市民参画手続の実施予定・実施結果を公表
 - ・ 「第 3 者機関（自治基本条例推進委員会）」が、実施予定を市民の目線で事前にチェック（事前評価）。さらに実施結果についても、チェック（事後評価）
 - 市民参画手続の継続的な「改善＋市民参画」の推進をめざす。

◇奥州市自治基本条例推進委員会の役割

- ・ 自治基本条例の履行状況の検証
 - 市がとりまとめた前年度の「奥州市自治基本条例規定の履行状況」（条例第 3 章～7 章）をチェック
- ・ 時代の潮流等により必要があれば、条例の見直しを提言
- ・ 庁内でとりまとめた市民参画手続の実施予定及び実施結果をチェック
 - 令和 7 年度実施予定のチェックが、推進委員会最初の仕事
- ・ 奥州市は、自治基本条例で参画・協働のための青写真を描き、それを市民参画条例等により推進する体制が完成（全国的にみても先進的）
 - しかし、「仕組み」「制度」が整備されただけでは駄目であり、それを市民目線でチェックする「第 3 者機関」がきちんと機能することが、自治基本条例に基づく参画・協働推進の「鍵」に
 - 自治基本条例推進委員会の仕事